

藤沢市教育委員会定例会(9月)会議録

日 時 2003年9月5日(金)午後2時

場 所 東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

(1) 臨時代理の報告について

(2) 藤沢市情報公開条例第10条の規定による公開請求について

5 議 事

(1) 議案第21号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則及び藤沢市学校事故措置条例施行規則の一部改正について

(2) 議案第22号 藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

(3) 議案第23号 教育財産の取得の申出について

6 その他

藤沢市生涯学習大学の状況について

7 閉 会

出席委員

- 1番 中 村 喬
2番 數 野 隆 人
3番 安 咸 子
4番 平 岡 法 子
5番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	小 野 晴 弘	生涯学習部長	福 島 勝 也
教育総務部参事	種 部 弘	生涯学習部参事	齋 藤 潔
生涯学習部参事	関 根 克 尚	生涯学習部参事	植 木 正 敏
生涯学習部参事	田 中 正 男	生涯学習部参事	渡 辺 恭 博
保健給食課長	安 田 俊 郎	学校教育課長	新 井 泰 春
学校施設課長	尾 嶋 良 二		

書 記 大 橋 久 高 書 記 桜 井 範 幸

午後2時00分 開会

委員長 ただいまから藤沢市教育委員会9月定例会を開会いたします。

委員長 はじめに、本日の会議録に署名する委員は1番 中村委員、5番 川島委員にお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は1番 中村委員、5番 川島委員にお願いいたします。

委員長 次に、前回の会議録の確認をお願いいたします。何かありますか。特にないようですので、このとおりの承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、このとおりの承することに決定いたします。

委員長 次に、教育長報告に移ります。一括して報告をお願いいたします。

委員 それでは、臨時代理の報告について、ほか1件につきまして御報告申し上げます。議案書1ページから3ページまでをお開きください。このことにつきましては、池田邦臣生涯学習部総合市民図書館長から、平成15年8月26日付けで、同月31日をもって退職したい旨の退職願が提出され、それを承諾したもので、同日付けで退職のために市長部局へ出向を命じ、平成15年9月1日付けで、その後任として福島勝也生涯学習部長を生涯学習部総合市民図書館長に兼務することを命じたものでございます。本来、この案件につきましては、教育委員会にお諮りし御審議いただくものでありますが、緊急やむを得ない事情がありましたことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、そこに記載しておりますとおり任免したもので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。次に、藤沢市情報公開条例第10条の規定による公開請求について御報告いたします。議案書の5ページをお開きください。公開請求は平成15年7月25日に受け付けたもので、請求者は市内の個人で、請求されました情報の内容は、指導主事が学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について指導するため、学校訪問を行っており、その事務の結果を学校教育課長に報告する平成14年度の復命書でございます。公開請求の諾否決定につきましては、復命書に記載してあります指導を受けた教諭の氏名、学級名、担当教科の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため非公開とし、その他の部分は公開するものとして8月7日付けで情報公開一部承諾決定通知書を通知いたしました。公開の方法は、請求者の希望により写しの交付をいたしました。以上で、報告を終わらせていただきます。

委員長 ただいまの教育長報告につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたしま

- す。
- 委員 情報公開は全面公開が原則だが、非公開部分の決定は基本的にはどのような基準で、どこで決定するのか。
- 学校教育課長 公開、非公開については公開請求が出た時点で事務局内部で検討し決定しております。
- 委員 決定に至るまでの経過はどのようになっているのか。
- 学校教育課長 復命書というのは指導主事が学校訪問して授業等を見て、その授業に関して評価をしていますので、当該個人名等については非公開としたというのが経過です。
- 委員 事務局内部に設けられた委員会の中で決めるのか。
- 学校教育課長 復命書については学校教育課長に復命されたものですので、その内容につきましては、学校教育課長が判断しております。
- 委員 指導主事は何名で、写しの交付は何件か。
- 学校教育課長 指導主事は原則として各教科の研究が主ですので、その担当教科の指導主事11名が指導をしております。指導主事の学校訪問は原則として1年に1回ですが、例年の研究推進校(小学校6校、中学校3校)の学校訪問の要請があるたびに復命しておりますので、55校と研究推進校分が追加となります。
- 委員長 ほかにありませんか。 ないようですので、報告どおり了承することといたします。

-
- 委員長 これより議事に入ります。 議案第21号藤沢市教育委員会事務局組織等規則及び藤沢市学校事故措置条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 保健給食課長 議案第21号藤沢市教育委員会事務局組織等規則及び藤沢市学校事故措置条例施行規則の一部改正についてを別紙のとおり説明する。
- 委員長 事務局の説明が終わりました。議案第21号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。
- 委員 日本体育・学校健康センターが独立行政法人日本スポーツ振興センターに変わるというが、名称だけなのか、中身的にはどうなのか。
- 保健給食課長 国の行政改革の一環として新たに独立行政法人日本スポーツ振興センター法が制定されて、日本体育・学校健康センター法が移行したもので、中身は変わりません。
- 委員長 ほかにありませんか。 ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長 それでは、議案第21号藤沢市教育委員会事務局組織等規則及び藤沢市学校事故措置条例施行規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

- =====
- 委員長 次に、議案第22号藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習部参事 議案第22号藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第22号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

委員 地域推薦の委員について説明していただきたい。

生涯学習部参事 公募委員枠2名については広報等で公募したところ、1名だけという結果になったため、審議会等の市民委員の公募に関する基準によって、応募者数が募集人員に満たないこととなった場合は、再募集又は地域推薦により委員の選考を行うことができるという規定によって、地域の中から推薦されてきたものです。

委員 地域推薦は臨時的なもので、本来的には市民公募の枠になるのか。

生涯学習部参事 公募枠というのは市民が積極的な形で意見反映ができる制度として確立しておりますので、多くの応募者の中から選考したいと考えております。ただ公募枠に満たない場合も想定しての規定もありますので、今回はその規定を適用して対応したということです。

委員 広く市民の意見を反映するためということで公募委員が入っているが、2人とした根拠は何か。

生涯学習部参事 他の審議会等で市全体の公募枠については市民の意見を広く反映するという意味で、2人以上という定めがあったかと思えます。

委員長 公募委員の決め方、根拠については、後ほどお知らせいただきたいと思えます。

委員 現在、青少年のいろいろな事件が社会問題化している中で、藤沢市青少年相談センター運営協議会でもいろいろ協議されていると思うが、年間どのくらい開催され、結果等は報告書として出されているのか。

生涯学習部参事 運営協議会は定期的開催されております。平成15年度は非行問題に取り組む全国協調月間における対応の問題、青少年を取り巻く薬物、出会い系サイト等の問題について県警の方の講演会を開催しております。10月、3月にも市の組織内の状況とか各セクションにおける課題についても意見交換をする予定です。これらの集約については会議が終わった後に報告書を作成しております。

委員 運営協議会で活発な意見を出していただいて、新しい時代に即した青少年の指導をしていただきたい。

委員長 ほかにありませんか。ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第22号藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり決定いたします。

委員長 次に、議案第23号教育財産の取得の申出についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習部参事 議案第23号教育財産の取得の申出についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第23号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。特にないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第23号教育財産の取得の申出については、原案どおり決定いたします。

委員長 次にその他に移ります。藤沢市生涯学習大学の状況について、事務局の説明を求めます。

生涯学習部参事 議案書22ページをお開きいただきたいと思います。生涯学習時代を迎え、学習ニーズの高まりとともに学んだ知識や成果を発揮する活動の場が求められております。生涯学習大学は昨年10月に開校し、間もなく1年となることから9月定例会市議会・文教常任委員会に報告するに先立ち御報告申し上げるものです。構成図でございますが、多様な学習機会を提供する「かがやき学部」、高齢者の生きがい、健康、仲間づくりの支援を行うということで60歳以上を対象とした「いきいき学部」、市民人材を養成・育成し、その活動の場を促進する「はばたき学部」という3つの学部から構成され、それぞれの学科を設けて現在に至っております。23ページは平成14年度に実施し終了した事業、あるいは平成15年度前期(9月末)事業、後期(10月～3月)の事業と平成16年度前期事業というのは、15年度から引き続き行うことが確定している事業ということで。まず平成14年度の事業ですが、「かがやき学部」については記載内容の事業を行いました。平成15年度前期事業のIT講習会については、14年度にIT講習会の指導者養成コースをはばたき学部で行いまして、その修了生が講師になって平成15年度のIT講習会の事業を行っているものです。かがやき学部の「通年」というのは、本年度後半から実施予定のもので、体系的、総合的に学んでいただく機会を1年間を通して行うということで、今回第1回目は藤沢の自然について学んでいただき、その成果を発表していただくというコースを設定いたしました。「いきいき学部」については2年間のコースですので、10月に第2期生を募集するものです。「はばたき学部」については、15年度の前期については14年度の修了生のボランティア活動の場の確保、調整を行っているところで、15年度後期から記載しているような事業に取り組んでまいりたいと思っております。24ページは、平成14年度に実施した事業の結果で、かがやき学部の「市民教養学科」では募集人員140名のところ319名の応募があり、約2.28倍。いきいき学部では80名の募集人員に対して174名の応募で約2.18倍。はばたき学部の170名の募集人員に対して729名の応募で約4倍強となっております。各コースの講座名、期間、講師等は記載のとおりですが、総計では募集人員390名に対して1,397名の応募となっております。実際に受講された方は、応募人数より定員枠を広げた部分もありまして、受講者数の合計欄では658名が受講され、修了者は404名で、受講者と修了者は6割強となっております。この中にはかがやき学部の放送通信学科と、はばたき学部の学部共通一般教養課程の人数を差し引いて全体的に9割の方が受講し、9割の方が修了しております。25ページは、平成15年度の前期の実施状況で、現在行っている事業です。今月末ですべて修了するわけですが、総計420名の募集人員に対して2,098名の応募がありました。中でもIT講習には6.21倍と多くの応募がありました。23ページに本年度の後期事業を記載しておりますが、9月10日号広報ふじさわで、かがや

- き学部といいきき学部の生徒を募集してまいります。はばたき学部については10月10号広報ふじさわで公募していく予定になっております。
- 委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。
- 委員 受講者658人に対して修了者404人というのは約6割だが、実質9割の修了者ということだが、そのところをもう一度説明していただきたい。
- 生涯学習部参事 658分の404ですと61.4%になります。その658名の中には、はばたき学部の学部共通一般教養課程の80人が658人の中に入っております。ただし404人の中には入っておりませんので、658から80を引いた方が数字として適正になるのではないかと思います。もう一つかがやき学部の放送通信学科については、学校でなく自宅で学んでいる方で、修了証書を得るということより、実質的に内容をインターネットなり放送で学んでいきたいという方で、受講者人数の175を658から引く。さらに修了者数404から44を差し引きますと89.3%の修了率になるということです。
- 委員 89.3%という約10%の人たちが修了できなかった理由は何なのか。
- 生涯学習部参事 任意の大学ですので、本人からの申告はなく、出席率60%以上、受講率70%以上の方で報告書を提出した方に修了証書を出しておりますが、修了できなかった理由としては、受講者が50歳代後半から70歳代が多い関係で、一般的な健康上の理由、家庭の事情ということがあるのではないかと推測しております。
- 委員 修了できなかった人の中にはやめた方もいらっしゃると思うので、何となくやめたということではなく、退学の理由を提出していただいた方が、今後の生涯学習大学の発展に役立つのではないかと思います。
- 生涯学習部長 全て出席できなくても退学というようなことは考えづらいところがあります。体調不良のときに無理して出る、あるいは用事があったときに、我慢してまで出席するというのではなく、比較的緩やかな範囲の中で自分の能力を磨いていただく、楽しんでいただく、仲間づくりをしていただくという趣旨もありますので、御理解いただきたいと思います。
- 委員 生涯学習大学は単なる勉強の場だけでなく、講習を受けた市民がいいききとした活動をするを願って設置した意味から、はばたき学部を卒業した方々が、地域あるいは市民活動を行っていけば良いと思う。学校部活動地域指導者養成コース12名の修了者については、学校の部活動にかかわってほしいので、いろいろなところに声をかけていただきたい。
- 生涯学習部参事 はばたき学部の中ではいろいろなボランティアコースを設けておりまして、特に学校部活動地域指導者養成コースの修了生12名のうちボランティア活動に就いている方が1人、9月中旬以降に1人、修了はしなかったけれども、途中まで生涯学習大学で学ばれて学校の部活動に従事している方が1人おりますが、全体的には低率で推移しておりますので、教育総務部と連携をとりながらボランティアの活動率を上げていきたいと思っております。ちなみに、はばたき学部の修了者でボランティアを行っている者あるいは行うことが決定している者は62.6%です。それから学びネットに登録されている方のボランティア率は75%となっております。今後とも多くの方がボランティア活動に就けるような仕組みづくりなり、アドバイスをしていきたいと思っております。
- 委員長 ほかにありませんか。ないようですので、この件は了承することといたします。

.....
教育総務部参事 先程の市民公募委員の根拠についての件ですが、審議会等の公募による委員数は、当該審議会等の性格及び委員構成を勘案し、原則として2名以上とするという基準によっております。

.....
委員長 以上で、本日予定いたしました案件はすべて終了いたしました。次回定例会の期日を決めたいと思います。10月10日(金)午後2時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、次回定例会は10月10日(金)午後2時、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

午後3時05分 閉会